

○広島大学大学院総合科学研究科紀要刊行細則

平成 18 年 4 月 1 日

研究科長決裁

広島大学大学院総合科学研究科紀要刊行細則

(趣旨)

第 1 条 広島大学大学院総合科学研究科が、教育・研究上等の成果を発表するために刊行する、広島大学大学院総合科学研究科紀要(以下「紀要」という。)の刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(紀要の種類及び名称)

第 2 条 紀要の種類、名称は、別表のとおりとする。

(掲載要件)

第 3 条 紀要は、総合科学研究科教員及び総合科学部に関係のある者の研究論文等を掲載する。

2 研究論文等は、内容を審査したものを掲載する。

(研究論文等の種類)

第 4 条 研究論文等は、次の種類とする。

(1) 原著論文

独創的な研究論文で、学術的知見を含む未発表のもの。

(2) 総説

論文や学説などの総括、解説、あるいは紹介したもの。

(3) 資料

調査・記録・統計などに基づいた、資料的に価値のある情報。

(4) 研究ノート

断片的あるいは萌芽的な研究ではあるが、論文と呼ぶには短い論考で、あらたな知見を有するもの。

(5) 書評

新刊図書を対象とし、批評ないし紹介したもの。

(6) その他教育・研究に関するもの

(発行回数)

第 5 条 紀要の刊行は、原則として年 1 回とする。

(所掌)

第 6 条 紀要の刊行は、広島大学大学院総合科学研究科・総合科学部広報・出版委員会紀要刊行小委員会(以下「紀要刊行小委員会」という。)が行う。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、紀要の刊行に関し必要な事項は、紀要刊行小委員会が定める。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成25.6.19 一部改正)

この細則は、平成25年6月19日から施行する。

附 則(平成27.2.18 一部改正)

この細則は、平成27年2月18日から施行する。

別表

総合科学研究科紀要Ⅰ	人間科学研究
総合科学研究科紀要Ⅱ	環境科学研究
総合科学研究科紀要Ⅲ	文明科学研究
総合科学研究科紀要	特集号